

## リバースモーゲージ型住宅ローン

1. 商 品 名	あだちせいわ リ・バース60						
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 当金庫の会員または会員資格のある方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の営業地域内に住所または居住を有する方</li> <li>・当金庫の営業地域内の事業所に勤務されている方</li> <li>・当金庫の営業地区内で事業所を営む法人役員の方</li> </ul> </li> <li>◇ 申込時点において、満60歳以上80歳以下である方（連帯債務者も同様）</li> <li>◇ 安定的な収入のある方（年金・不動産収入等）</li> <li>◇ 契約時に判断能力を有している方</li> <li>◇ 申込時点において各種税金の未納のない方</li> <li>◇ 日本国籍または永住許可を受けている外国人の方</li> <li>◇ 住宅金融支援機構の住宅融資保険の付保承認が受けられる方</li> <li>◇ 申込にあたり当金庫が行うカウンセリングを受けられる方</li> <li>◇ 反社会的勢力に該当しない方</li> </ul>						
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 申込人が居住する住宅の建設資金・購入資金</li> <li>◇ 申込人が居住する住宅（原則セカンドハウスは不可。）、高齢者が親族に使用貸借する住宅または3年以内の定期借家契約により第三者に賃貸する住宅のリフォーム資金</li> <li>◇ 申込人が住み替えるサービス付高齢者向け住宅の入居一時金</li> <li>◇ サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金を対象とする場合の住み替える前の住宅のリフォーム等資金</li> <li>◇ 既存の住宅ローンの借換等資金</li> <li>◇ 子世帯等が居住する住宅の建設資金・購入資金</li> </ul> <p>※融資住宅が新耐震基準相当の耐震性を有することが必要です。ただしサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金の場合の住み替える前の住宅および子世帯等が居住する住宅の建設・購入資金の場合の親世帯の住宅を除きます。</p>						
4. ご 融 資 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 100万円以上で担保評価額(当金庫所定の評価による)の50%(または60%)まで※(1万円単位)となります。 ただし、8,000万円以下で、所要資金以内とします。 ※担保とする住宅が長期優良住宅の場合は、担保評価額の55%(または65%)となります。</li> </ul> <p>申込人の年収(申込人本人の年間収入および収入合算者の年間収入のうち実際に合算する金額の合計額)に占める全ての借入金に関する年間返済額の合計額の割合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年収</th> <th>総返済負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円未満の方</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>400万円以上の方</td> <td>35%以下</td> </tr> </tbody> </table>	年収	総返済負担率	400万円未満の方	30%以下	400万円以上の方	35%以下
年収	総返済負担率						
400万円未満の方	30%以下						
400万円以上の方	35%以下						
5. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 終身とします。 ※申込人がお亡くなりになった日または当金庫が亡くなられた事実を知りえた日までをご利用期間とします。 ※連帯債務の場合は、申込人本人および連帯債務者のうち最も遅く死亡した者が死亡した日(または当金庫が亡くなられた事実を知りえた日)とします。</li> </ul>						
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 変動金利とします。 ※当金庫の住宅ローン基準金利に連動し、年2回(毎年4月1日、10月1日)見直しとします。</li> </ul>						
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 利息は毎月約定返済日(15日)に1か月分をお支払いいただきます。元金は申込人(連帯債務者を含む。)が死亡したときに一括でご返済いただきます。 ※相続人の方に一括してご返済いただくか、担保物件の売却によりご返済いただきます。</li> </ul>						

## 〔融資商品概要説明書〕

8. 返済日	◇ 毎月15日
9. 保証人・担保	◇ 保証人は不要です。 ◇ ご融資の対象である建物および敷地（資金使途がサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金の場合は、住み替える前の建物および敷地、子世帯が居住する住宅建設・購入資金の場合は、親世帯の建物および敷地）に当金庫を抵当権者とする第一順位の抵当権を設定します。
10. 保 険	◇ 住宅金融支援機構の住宅融資保険を付保します。（住宅融資保険の付保に必要となる保険料は当金庫が負担します。）
11. ノンリコース型	◇ 申込人（連帯債務者を含む。）が亡くなられた際、担保物件の売却等により全額を返済できない場合でも、相続人は残債務を返済する必要はありません。なお、亡くなること以外の理由（利払いの遅延等）で期限の利益を喪失する等、一定の要件に該当した場合、ノンリコース型は適用されません。
12. 団体信用生命保険	◇ ご加入いただけません。
13. 火災保 険	◇ 融資期間中は担保設定した物件に対し、火災保険に加入いただきます。
14. 手 数 料	◇ 当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。 当金庫HPにて掲載または、店頭にて提示してあります『手数料等一覧表』をご覧ください。
15. 苦情処理措置 紛争解決措置	◇ <u>苦情処理措置</u> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンスグループ（9時～17時、フリーダイヤル0120-802-546）にお申し出ください。 ◇ <u>紛争解決措置</u> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンスグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部コンプライアンスグループもしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
16. そ の 他	◇ 年1回、申込人（連帯債務者を含む。）に対して、現況の確認をさせていただきます。 ◇ お申込にあたっては審査がございます。審査結果によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、ご了承ください。 ◇ ローンの詳細い内容または現在のご融資利率やご返済の試算については、窓口にお問合せください。